

○財務省告示第六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年十二月二十一日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年一月十二日

財務大臣 菅 直人

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第八十七回）
- 二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第六十二条第一項
- 三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）、「価格競争入札」と同時に「価格競争入札」であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格
- 四 発行方法

五

募入
方決
法定
の

をその発行価格とするものによ
る発行（以下「非競争入札発行」
という。）及び価格競争入札と同
時に行われる入札であつて、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別参
加者・第 I 非価格競争入札発行」
という。）

イ
入札
価格
競争
行争

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。各申込みの応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てる。各申込みの応募額を案分により

ハ

国債
市場
参加
者

各国債市場特別参加者ごとの
応募限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ
入札
価格
競争
行争

額面金額で二兆千九百八十六億
円、うち、財政運営に必要な財
源の確保を図るため、公債の
発行及び

第一項の規定に基づき発行した
利付債の七つは、額面金額
で一兆五千七百九十六億六千三
百九十六億六千三百九十六億

八		七										八														
額最		イ										ロ														
低	行争非者特国札非入価	行争非者特国札非入	行争非者特国札非入	行争非者特国札非入	行争非者特国札非入	行争非者特国札非入	行争非者特国札非入	行争非者特国札非入	行争非者特国札非入	行争非者特国札非入	行争非者特国札非入	札非	札非													
額	入価・別債発競札格競	入価・別債発競札格競	入価・別債発競札格競	入価・別債発競札格競	入価・別債発競札格競	入価・別債発競札格競	入価・別債発競札格競	入価・別債発競札格競	入価・別債発競札格競	入価・別債発競札格競	入価・別債発競札格競	発競	発競													
面	札格第参加場	札格第参加場	札格第参加場	札格第参加場	札格第参加場	札格第参加場	札格第参加場	札格第参加場	札格第参加場	札格第参加場	札格第参加場	行争	行争													
金	発競 I	発競 I	発競 I	発競 I	発競 I	発競 I	発競 I	発競 I	発競 I	発競 I	発競 I	入	入													
五		万	千	九	四	九	二	六	債	の	特	投	凶	財	億	債	の	特	投	凶	財	三	は	づ	律	百
万		円	百	十	十	万	兆	十	に	規	例	融	る	政	六	に	規	例	融	る	政	千	、	き	第	五
円		六	億	七	千	二	十	億	つ	定	に	関	た	運	七	い	に	関	た	運	百	九	面	行	十	円
		十	七	億	千	十	三	億	て	基	す	る	の	必	万	、	基	す	る	の	必	十	額	た	条	特
		七	億	千	四	十	億	億	、	づ	る	法	計	な	円	額	き	法	計	な	五	で	利	第	一	特
		三	億	七	百	七	千	億	面	発	行	第	二	の	金	額	行	第	二	の	財	千	六	付	一	会
		千	七	十	七	千	九	億	金	行	第	二	の	源	額	行	第	二	の	行	源	百	千	国	債	の
		百	十	六	千	九	百	億	額	し	た	条	繰	及	で	た	条	繰	及	の	の	八	十	に	規	関
		八	十	万	三	百	五	億	で	利	第	一	れ	び	千	付	第	一	れ	財	保	九	十	い	に	す
		十	八	千	千	十	十	億	九	付	項	の	の	保	百	五	国	項	の	政	を	億	七	て	基	法

十四 初期利子

額（ただし、当該国債を發行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合）には、前記（一）の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

償還金額 償還金額 元利支 払場所 加入者 払込期日

毎年六月二十日及び十二月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成二十六年十二月二十日額面金額百円につき百円日本銀行 財務大臣から通知を受けた者 平成二十一年十二月二十一日